

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	処方せんの電子化の制度化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、処方せんの電子化は認められていないが、医療分野における「対面の原則」の見直しとともに、処方せんの電子化が実現できれば、ICTを活用した非対面での服薬指導、処方せん受取の省力化、遠隔地からの薬の注文・処方の実現等、患者の利便性向上に資するものと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・処方せんの電子化についてはこれまでも検討がなされ、平成20年7月、厚生労働省 医療情報ネットワーク基盤検討会「処方せん電子化において」の報告書において、「将来にわたり実現不可能な課題ではなく、処方せん電子化の実施が今後とも困難であるとする結論にはならない。」とされていることを踏まえ、その実現に向けて早急に検討を進めていただきたい。